



三重県公報

平成23年5月27日（金）

第 2294 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則2-6（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	3
	人事委・教育委規則		
6	三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	3
	人 事 委 細 則		
	三重県人事委員会細則3-0-3（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則）の一部を改正する細則	（人 事 委 員 会）	3
	告 示		
347	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（社 会 福 祉 室）	4
348	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（ 同 ）	4
349	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（ 同 ）	5
350	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（ 同 ）	5
351	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	（ 同 ）	5
352	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	（ 同 ）	6
353	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	（ 同 ）	6
354	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	（ 同 ）	6
355	内水面における第5種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	（水 産 資 源 室）	6
356	同件	（ 同 ）	7
357	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（商 工 振 興 室）	7
358	同件	（ 同 ）	7
359	同件	（ 同 ）	8
360	同件	（ 同 ）	8
361	同件	（ 同 ）	8
362	同件	（ 同 ）	9
363	同件	（ 同 ）	9
364	同件	（ 同 ）	9
365	同件	（ 同 ）	10
366	同件	（ 同 ）	10
367	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路維持管理室）	10
368	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	11
	公 安 委 告 示		
61	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	（公 安 委 員 会）	11

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・N PO室)	12
特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	12
土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 室)	13
土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(同)	13
土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	13
同件	(同)	15
土地改良区の定款変更の認可	(同)	15
同件	(同)	15

正 誤

平成23年4月26日付け三重県公報第2286号付録	(法 務 ・ 文 書 室)	15
---------------------------	---------------	----

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則二一六（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年五月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県人事委員会規則二一六（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二一六（三重県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第三条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県人事委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人 事 委 規 則 教 育 委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年五月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第六号

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則（平成十八年 三重県人事委員会規則 第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第二条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県人事委員会規則及び三重県教育委員会が共同で定める規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人 事 委 細 則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会細則三一〇―三二（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則）の一部を改正する細則をここに公布します。

平成二十三年五月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県人事委員会細則二一〇―一二（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則）の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則二一〇―一二（三重県人事委員会細則で定める様式における敬称の取扱いに関する細則）の一部を次のように改正する。

第一条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第二条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- この細則は、公布の日から施行する。
- この細則の施行の際現に三重県人事委員会細則の規定に基づき作成されている用紙は、この細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

告 示

三重県告示第 347 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みえ医療福祉生活協同組合 伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 23 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 いくわ診療所	四日市市生桑町 1455 番地	平成 23 年 4 月 1 日
川野眼科	四日市市日永西 1 丁目 30 番 12 号	平成 23 年 4 月 1 日
若尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街 1 丁目 1-5	平成 23 年 5 月 1 日
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人誠和会 神谷医院	北牟婁郡紀北町海山区相賀 776	平成 23 年 4 月 1 日
クローバー歯科	松阪市岡本町下川原 220-5	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人松葉歯科医院	伊勢市御園町高向 669 番地	平成 23 年 4 月 1 日
中川歯科医院	多気郡多気町相可台 26-7	平成 23 年 3 月 5 日
なの花薬局東庄内店	鈴鹿市東庄内町字池代 3886	平成 23 年 5 月 13 日
ハヤシ薬局四十九店	伊賀市四十九町 1167-3	平成 23 年 3 月 14 日
ひかり調剤薬局	志摩市阿児町鵜方 748-1	平成 23 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 つ訪問看護ステーション	津市船頭町 3453 番地	平成 23 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション まごのて	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 348 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人社団万年青会 坂口医院	津市垂水 874 番地	津市垂水 1889 番 30	平成 23 年 3 月 22 日
伊勢調剤薬局磯部店	志摩市磯部町迫間木津 366-4	志摩市磯部町迫間 367-3	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 349 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桑名医療生活協同組合立伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 23 年 3 月 31 日
医療法人春成会 杉田眼科	桑名市桑栄町 2 番地	平成 23 年 3 月 31 日
川野眼科	四日市市日永西 1 丁目 30-12	平成 23 年 3 月 31 日
四日市医療生活協同組合いくわ診療所	四日市市生桑町 1455 番地	平成 23 年 3 月 31 日
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 3 月 31 日
神谷医院	北牟婁郡紀北町海山区相賀 776	平成 23 年 3 月 31 日
なかとう矯正歯科	津市八町 2 丁目 10 番 31 号	平成 23 年 4 月 10 日
松葉歯科医院	伊勢市御園町高向 669 番地	平成 23 年 3 月 31 日
石田歯科医院	名張市桔梗が丘 3 番町 2 街区 21	平成 23 年 5 月 1 日
ハヤシ薬局四十九店	伊賀市四十九町 1167-3	平成 23 年 3 月 13 日
訪問看護ステーション まごのて	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 3 月 31 日

三重県告示第 350 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
近藤 桂生	こんどうはりきゅう接骨院	志摩市阿児町鶴方 3016-10	平成 23 年 4 月 13 日

三重県告示第 351 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みえ医療福祉生活協同組合 伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 23 年 4 月 1 日
みえ医療福祉生協 いくわ診療所	四日市市生桑町 1455 番地	平成 23 年 4 月 1 日
川野眼科	四日市市日永西 1 丁目 30 番 12 号	平成 23 年 4 月 1 日
若尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街 1 丁目 1-5	平成 23 年 5 月 1 日
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人誠和会 神谷医院	北牟婁郡紀北町海山区相賀 776	平成 23 年 4 月 1 日
クローバー歯科	松阪市岡本町下川原 220-5	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人松葉歯科医院	伊勢市御園町高向 669 番地	平成 23 年 4 月 1 日
中川歯科医院	多気郡多気町相可台 26-7	平成 23 年 3 月 5 日
なの花薬局東庄内店	鈴鹿市東庄内町字池代 3886	平成 23 年 5 月 13 日
ハヤシ薬局四十九店	伊賀市四十九町 1167-3	平成 23 年 3 月 14 日
ひかり調剤薬局	志摩市阿児町鶴方 748-1	平成 23 年 4 月 1 日

みえ医療福祉生協 つ訪問看護ステーション	津市船頭町 3453 番地	平成 23 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション まごのて	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 352 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人社団万年青会 坂口医院	津市垂水 874 番地	津市垂水 1889 番 30	平成 23 年 3 月 22 日
伊勢調剤薬局磯部店	志摩市磯部町迫間木津 366-4	志摩市磯部町迫間 367-3	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 353 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桑名医療生活協同組合立伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55 番地の 2	平成 23 年 3 月 31 日
医療法人春成会 杉田眼科	桑名市桑栄町 2 番地	平成 23 年 3 月 31 日
川野眼科	四日市市日永西 1 丁目 30-12	平成 23 年 3 月 31 日
四日市医療生活協同組合いくわ診療所	四日市市生桑町 1455 番地	平成 23 年 3 月 31 日
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 3 月 31 日
神谷医院	北牟婁郡紀北町海山区相賀 776	平成 23 年 3 月 31 日
なかとう矯正歯科	津市八町 2 丁目 10 番 31 号	平成 23 年 4 月 10 日
松葉歯科医院	伊勢市御園町高向 669 番地	平成 23 年 3 月 31 日
石田歯科医院	名張市桔梗が丘 3 番町 2 街区 21	平成 23 年 5 月 1 日
ハヤシ薬局四十九店	伊賀市四十九町 1167-3	平成 23 年 3 月 13 日
訪問看護ステーション まごのて	伊勢市浦口 4 丁目 2-13	平成 23 年 3 月 31 日

三重県告示第 354 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
近藤 桂生	こんどうはりきゅう接骨院	志摩市阿児町鵜方 3016-10	平成 23 年 4 月 13 日

三重県告示第 355 号

次の組合の内水面における第 5 種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
青蓮寺川香落漁業協同組合
三重県名張市百合が丘東一番町 106 番地
三重内共第 10 号
 - 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農水商工部水産資源室に備え置いて、告示の日から平成 23 年 6 月 10 日まで縦覧に供します。
 - 3 変更後の遊漁規則の施行の日
平成 23 年 5 月 19 日
-

三重県告示第 356 号

次の組合の内水面における第 5 種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
大内山川漁業協同組合
三重県度会郡大紀町崎 2167 番地
三重内共第 18 号
 - 2 遊漁規則の変更内容
次のとおり
「次」は省略し、三重県農水商工部水産資源室に備え置いて、告示の日から平成 23 年 6 月 10 日まで縦覧に供します。
 - 3 変更後の遊漁規則の施行の日
平成 23 年 5 月 19 日
-

三重県告示第 357 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野店
伊賀市服部町尾崎 1788 番地ほか 33 筆
 - 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 358 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ伊賀上野西店
伊賀市服部町尾崎 1818 番地 1 ほか 14 筆
 - 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 359 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ名張店
名張市下比奈知字黒田 3002 番地ほか 20 筆
 - 2 名張市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 360 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
リバーナイオン名張ショッピングセンター
名張市元町 376
 - 2 名張市から聴取した意見
意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 361 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン伊賀上野店
 伊賀市上野茅町 2519 番地
 - 2 伊賀市から聴取した意見
 意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 362 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパービバホーム鈴鹿店資材館
 鈴鹿市住吉町字谷口 8931 ほか 9 筆
 - 2 鈴鹿市から聴取した意見
 意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 363 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパービバホーム鈴鹿店生活館
 鈴鹿市住吉町字谷口 8916 ほか 9 筆
 - 2 鈴鹿市から聴取した意見
 意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 364 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名張ガーデンプラザ
 名張市瀬古口 350
- 2 名張市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 365 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の名称の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名張ガーデンプラザ B ゾーン
 名張市瀬古口丁の坪 365
- 2 名張市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 366 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン久居店
 津市久居明神町風早 2666 番地ほか 56 筆
- 2 津市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県農水商工部商工振興室
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 23 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山安濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市阿野田町字下垣戸 1764 番 2 から 亀山市本町一丁目 57 番 4 まで	旧新	7.37～18.72	423.91
	新	8.60～39.52	423.91

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市津村町字北垣内 666 番 2 から 伊勢市円座町字橋尻 1045 番 4 まで	旧	6.00～26.00	1000.00
	旧新	10.00～43.50	1095.00

三重県告示第 368 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 青山高原公園線	津市榊原町字奥山 4182 番 1 から 津市榊原町字奥山 4182 番 4 まで	平成 23 年 5 月 27 日
県道 草生曾根線	津市安濃町草生字石塚 1334 番 1 から 津市安濃町草生字清水田 4332 番 4 まで	平成 23 年 5 月 27 日

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 61 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成 23 年 5 月 27 日

三重県公安委員会委員長 谷 川 憲 三

1 審査の種類及び実施期日

(1) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

平成 23 年 10 月 4 日（火）及び同月 5 日（水）の 2 日間

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

平成 23 年 12 月 13 日（火）及び同月 14 日（水）の 2 日間

(2) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

平成 23 年 6 月 27 日（月）から同月 29 日（水）までの 3 日間

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

平成 23 年 12 月 13 日（火）及び同月 14 日（水）の 2 日間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請書の受付期間

ア 技能検定員審査

(ア) 普通自動車免許

平成 23 年 9 月 12 日（月）から同月 16 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(イ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

平成 23 年 11 月 14 日（月）から同月 18 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

イ 教習指導員審査

(ア) 普通自動車免許

平成 23 年 6 月 6 日（月）から同月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(イ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

平成 23 年 11 月 14 日（月）から同月 18 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 申請書の配布場所及び提出先

三重県警察本部交通部運転免許センター

(3) 申請方法

申請書に必要事項を記載し、履歴書、運転免許証の写し、住民票の写し（コピーは不可とします。）、運転記録証明書及び審査手数料（三重県証紙によります。）を添えて提出してください。ただし、第二種免許に係る技能検定員審査及び教習指導員審査の申請者は、前記の提出書類のほか、それぞれ異なる書面の提出が必要となりますので、事前に問い合わせてください。

4 問い合わせ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212）へ問い合わせてください。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成 23 年 5 月 19 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 W h i t e B l u e

(2) 代表者の氏名

山口 高也

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市朝日町 7 番 4 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、芸術・環境に関心のある方々に対して、芸術や環境啓発に関する事業を行い、表現者（音楽、娯楽、アート）を通じ、受け止める者の感性を豊かにし、生き方に対する向上心を育むきっかけを創る。また、自然やエコロジーを体験することで、個人レベルの意識の向上を図ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の

認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年5月27日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成23年5月19日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ベルプランツ

(2) 代表者の氏名

石井 正二

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市住吉四丁目14番34号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、農作業に関する事業を行い、もって職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成23年5月27日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

川島土地改良区（四日市市川島町5586番地）

退任理事

四日市市川島町5132番地

田 中 昭 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成23年5月27日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

国府南部土地改良区（鈴鹿市国府町2416番地の6）

退任監事

鈴鹿市国府町2405番地の1

藤 井 雅 重

〃 〃 2498番地

平 井 敏 男

退任清算人

鈴鹿市国府町1630番地の2

打 田 昭 二

〃 〃 2515番地

宮 崎 盟

〃 〃 2452番地

藤 本 光 昭

〃 〃 2503番地

打 田 昌 明

〃 〃 3272番地

藤 本 衛

〃 〃 2416番地の1

豊 田 愛 民

〃 〃 1631番地

平 子 大

〃 〃 2514番地

宮 崎 更 生

〃 〃 2496番地

大 藪 郁 夫

〃 〃 2436番地

打 田 重 美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成23年5月27日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

櫛田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町1354番地1）

退任理事

松阪市安楽町 57 番地

〃 菅生町 168 番地

〃 和屋町 193 番地

〃 下七見町 111 番地

〃 古井町 486 番地

〃 佐久米町 590 番地

〃 西黒部町 819 番地

〃 高須町 3177 番地

〃 松名瀬町 888 番地

〃 六根町 817 番地 2

〃 川島町 233 番地

〃 東黒部町 343 番地

〃 土古路町 343 番地

〃 高木町 279 番地

多気郡多気町大字朝長 37 番地

〃 明和町大字金剛坂 666 番地

〃 〃 〃 890 番地 1

〃 〃 大字坂本 1416 番地

〃 〃 大字馬之上 142 番地 5

〃 〃 大字川尻 666 番地

〃 〃 大字根倉 417 番地 1

〃 〃 大字大淀甲 785 番地

〃 〃 大字山大淀 3079 番地

松阪市下村町 809 番地 8

多気郡明和町大字佐田 428 番地 1

退任監事

松阪市山下町 338 番地 1

〃 立田町 909 番地

〃 法田町 430 番地

多気郡明和町大字上村 738 番地

就任理事

松阪市山下町 338 番地 1

〃 和屋町 193 番地

〃 上七見町 289 番地

〃 西黒部町 783 番地

〃 松名瀬町 888 番地

〃 東久保町 871 番地

〃 東黒部町 616 番地

〃 高木町 306 番地

多気郡明和町大字金剛坂 890 番地 1

〃 〃 大字馬之上 142 番地 5

〃 〃 大字中村 706 番地 1

〃 〃 大字山大淀 3079 番地

就任監事

松阪市高須町 3177 番地

〃 腹太町 688 番地

〃 大垣内町 59 番地

多気郡明和町大字馬之上 321 番地

脇 田 薫 雄

永 田 正

田 村 正

山 路 富 雄

岡 田 浩 昌

野 呂 清

中 谷 功

金 谷 亮 一

小藪 助次右衛門

久留内 一 彦

中 川 重 明

松 井 欽 也

浅 沼 義 助

沢 精 一

鈴 木 久 司

島 正 實

森 島 啓 之

中 西 久 郎

南 野 光 輝

早 川 範 夫

喜 多 功

山 口 宗 志

中 山 正 美

山 中 光 茂

中 井 幸 充

横 井 貞 司

小 西 國 昭

鈴 川 勉 生

北 山 恭 平

横 井 貞 司

田 村 正

近 田 幸 彦

浅 井 重 久

小藪 助次右衛門

濱 林 九代次

出 口 眞 朗

中 西 志 朗

森 島 啓 之

南 野 光 輝

中 山 雅 仁

中 山 正 美

金 谷 亮 一

川 端 清 一

来 光 均

辻 忠 克

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

勝田土地改良区（度会郡玉城町勝田 2810 番地）

退任理事

度会郡玉城町勝田 2907

〃 〃 〃 2750

〃 〃 〃 3808-1

〃 〃 〃 2869

〃 〃 〃 4891

〃 〃 〃 2773

〃 〃 岡出 59

〃 〃 勝田 2740

見 置 義 秋

東 谷 富 雄

谷 口 寿 男

山 口 幸 一

見 置 健 一

中 西 慶 一

野口 嘉右衛門

野 口 長 一

退任監事

度会郡玉城町勝田 2864

〃 〃 〃 2821

谷 口 和 也

小 林 政 弘

就任理事

度会郡玉城町勝田 2773

〃 〃 〃 2821

〃 〃 〃 2740

〃 〃 〃 2797

〃 〃 〃 2760-2

〃 〃 岡出 63

〃 〃 勝田 2774

〃 〃 〃 2751

中 西 慶 一

小 林 政 弘

野 口 長 一

青 木 悟

乾 哲 哉

野 口 嘉 人

中 西 元

奥 野 和 彦

就任監事

度会郡玉城町勝田 2864

〃 〃 〃 2730

谷 口 和 也

杉 田 和 弘

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、櫛田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 1354 番地 1）の定款の変更を認可しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町 86 番地 2）の定款の変更を認可しました。

平成 23 年 5 月 27 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

正 誤

平成 23 年 4 月 26 日付け三重県公報第 2286 号付録の欄外中

ページ

誤

正

1 から 11 まで

平成 23 年 3 月 26 日

平成 23 年 4 月 26 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
